

食事提供体制加算の取り扱いについて

長崎県障害福祉課

まずは告示等を確認！

費用の額の算定に関する基準

- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和6年内閣府・厚生労働省令第3号） \[741KB\]](#)
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第17号） \[295KB\]](#)
- ・ [PDF 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号） \[459KB\]](#)
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号） \[2.5MB\]](#)
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第88号） \[413KB\]](#)

報酬関係

[ページの先頭へ戻る](#)

通知・事務連絡

障害者総合支援法関連通知

- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について \[6.0MB\]](#)
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について \[2.1MB\]](#)
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について \[1.3MB\]](#)
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について \[573KB\]](#)
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について \[624KB\]](#)

厚労省ホームページ

関連リンク



▶ [情報配信サービスメニューマガ登録](#)



▶ [子どものページ](#)

携帯ホームページ

他にも通知やQ&Aが掲載されていますので要確認です。

費用の額の算定に関する基準
生活介護 抜粋
(左：右＝新：旧)

して指定生活介護等を行った場合
位数を加算する。ただし、ロの重
算定している場合は、加算しない

加算Ⅲが算定されている指定生活

介護事業所等であつて、別に厚生労働大臣が定める施設
基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村
長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生
労働大臣が定める者に対し、指定生活介護等を行った場
合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する

(新設)

8 ハの重度障害者支援加算Ⅲが算定されている指定生活
介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日
から起算して180日以内の期間について、更に1日につ
き所定単位数に400単位を加算する。

(新設)

9 注7の加算が算定されている指定生活介護事業所等に
ついては、当該加算の算定を開始した日から起算して
180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数
に200単位を加算する。

(新設)

10 イからハまでについては、指定障害者支援施設等が施
設入所者に指定生活介護等を行った場合は加算しない。

5 イ及びロについては、指定障害者支援施設等が施設入
所者に指定生活介護等を行った場合は加算しない。

8・9 (略)

8・9 (略)

10 食事提供体制加算 30単位

10 食事提供体制加算 30単位

注 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げる者
のうち、支給決定障害者等(法第5条第23項に規定する支給
決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の
世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第17条第4号に
規定する特定支給決定障害者をいう。以下この10において同
じ。)にあっては、その配偶者に限る。)について指定障害
福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サー

注 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げる者
のうち、支給決定障害者等(法第5条第23項に規定する支給
決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の
世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第17条第4号に
規定する特定支給決定障害者をいう。以下この10において同
じ。)にあっては、その配偶者に限る。)について指定障害
福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サー

食事提供体制
加算はR8年
度までで終了

ビス等のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあつては、16万円未満)である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者(以下「低所得者等」という。)であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。
- (2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。
- (3) 利用者ごとの体重又はBMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ。)をおおむね6月に1回記録していること。

$$BMI = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$$

ビス等のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあつては、16万円未満)である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者(以下「低所得者等」という。)であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

留意事項通知

- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和6年内閣府・厚生労働省令第3号） \[741KB\]](#)
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第17号） \[295KB\]](#)
- ・ [PDF 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号） \[459KB\]](#)
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号） \[2.5MB\]](#)
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第88号） \[413KB\]](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

通知・事務連絡

障害者総合支援法関連通知

- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について \[6.0MB\]](#)
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について \[2.1MB\]](#)
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について \[1.3MB\]](#)
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について \[573KB\]](#)
- ・ [PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について \[624KB\]](#)

報酬関係

厚労省ホームページ

- ▶ 他分野
- ▶ 組織別
- ▶ 各種助成金・奨励金等の制度
- ▶ 審議会・研究会等
- ▶ 国会会議録
- ▶ 予算および決算・税制の概要
- ▶ 政策評価・独法評価

関連リンク

- ▶ [情報配信サービスメルマガ登録](#)
- ▶ [子どものページ](#)

携帯ホームページ

他にも通知やQ&Aが掲載されていますので要確認です。

留意事項通知
生活介護 抜粋
(左：右＝新：旧)

改正後	現行
<p>加算の算定のために利用者の状態を定期的に記録するものとする。</p> <p><u>⑬</u> 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第6の9の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の<u>⑱</u>の規定を準用する。</p> <p><u>⑭</u> <u>食事提供体制加算の取扱いについて</u> 報酬告示第6の10の食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、施設外で調理されたものを提供する場合(クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理(真空パック)により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。)、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。</p> <p>この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者へ提供するような方法は加算の対象とはならないものである。</p> <p><u>また</u>、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が支給されていることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。</p> <p><u>なお、注中の(1)から(3)までについては、次の(一)から(三)までについて留意すること。</u></p> <p><u>(一) 注の(1)について</u></p>	<p>リテーション加算の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものとする。</p> <p><u>⑫</u> 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第6の9の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の<u>⑲</u>の規定を準用する。</p> <p><u>⑬</u> 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第6の10の食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、施設外で調理されたものを提供する場合(クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理(真空パック)により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。)、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。</p> <p>この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者へ提供するような方法は加算の対象とはならないものである。</p> <p><u>なお</u>、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が支給されていることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後

管理栄養士又は栄養士（以下「管理栄養士等」という。）については、常勤・専従である必要はない。また、事業所において管理栄養士等を直接雇用していることが望ましいが、直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部（公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等）の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする。また、外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良いものとする。

献立の確認については、献立の作成時から関わることを望ましいが、作成された献立表等により、献立の内容を管理栄養士等が確認した場合についても要件を満たすものとする。

また、献立の確認の頻度については、年に1回以上は行うこと。

なお、指定生活介護事業所等が食事の提供を行う場合であって、管理栄養士等を配置しないときは、従来から献立の内容、栄養価の算定及び調理方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならないこととしているが、今回、新たに要件を課すことから、令和6年9月30日まで管理栄養士等が献立の内容を確認しない場合においても加算を算定して差し支えないこととする。

(二) 注の(2)について

摂食量の記録に当たっては、目視や自己申告等による方法も可能とする。なお、今後の食事の提供や、支援の方向性に関連するものであるため、できるだけ正確な記録が良いと考えられるが、

現行

管理栄養士等の配置方法

加算を取得する場合は、少なくともR6.9.30までに管理栄養士等による献立確認が可能な体制をとること

(新設)

改正後

負担とのバランスを考慮する必要があることに留意すること。

摂食量の記録は、例えば、「完食」、「全体の1/2」、「全体の〇割」などといったように記載すること。

摂食量の記録は、提供した日については必ず記録すること。

③ 注の(3)について

おおむねの身長が分かっている場合には、必ず BMI の記録を行うこと。身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとする。

また、利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に(3)を把握せずとも要件を満たすこととして差し支えない。その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しなければならない。

なお、体重などは個人情報であることから、個人情報の管理は徹底すること。

⑮ 延長支援加算の取扱いについて

報酬告示第6の11の延長支援加算については、所要時間8時間以上9時間未満の前後の時間(以下「延長時間帯」という。)において、日常生活上の世話を行った場合に、1日の所要時間の時間に応じ、算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

① ここでいう所要時間は、生活介護計画に定める時間ではなく、実際にサービス提供を行った時間であり、原則として、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。

現行

(新設)

⑭ 延長支援加算の取扱いについて

報酬告示第6の11の延長支援加算については、運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間(以下「延長時間帯」という。)において、指定生活介護等を行った場合に、1日の延長支援に要した時間に応じ、算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

① ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。